

## 幼児教育・保育無償化に係る国庫負担の拡充等を求める意見書

国は、消費増税に合わせ、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化の実施を予定している。無償化は保護者の負担軽減につながるとともに、少子高齢化や人口減少の急速な進行に対応するための有効な方策であることは認識するところである。

この無償化を協議するために、平成30年12月10日に開催された全国市長会の理事・評議員合同会議において、国から示された無償化に係る地方負担の地方交付税措置や、新制度に未移行の私立幼稚園の市町村の負担割合を3分の2から4分の1に引き下げることなどの方針が了承された。

この無償化に要する経費は、初年度こそ全額国費による負担とされているものの、2年目以降は市町村が4分の1を負担することとされている。

現在、地方においては少子高齢化などに伴い、社会保障費の増加が続く一方、施策を支える市税などの収入は、その伸びを期待することが、ますます困難になりつつある。よって、国においては、こうした地方の実情に鑑み、以下の方策を講じられるよう求める。

- 一．幼児教育・保育の無償化にあたって必要となる財源については、今後も地方と協議を続け、全額国の責任において確保すること。
- 一．保育士等の確保を強化するため、既に行われている処遇改善や再就職支援等の多様な取り組みへの一層の財政措置などを講じること。
- 一．公立幼稚園・公立保育園の幼児教育・保育無償化に伴う保育料の減収額は、確実に地方交付税により補填すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

静岡県焼津市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

様